（4）沖縄県の離島地域に適用する基準料率〔その６　２０か月～１３か月契約〕

（単位：円）

車種			保険期間 20か月契約	19か月契約	18か月契約	17か月契約	16か月契約	15か月契約	14か月契約	13か月契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車		営業用								13,520
		自家用								12,740
営業用乗用自動車		個人タクシーを除く								17,860
		個人タクシー								16,860
自家用乗用自動車			7,850	7,750	7,650	7,540	7,440	7,340	7,230	7,130
普通貨物自動車及びけん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が２トンを超えるもの	13,600	13,210	12,830	12,440	12,060	11,670	11,280	10,900
		最大積載量が２トン以下のもの	13,280	12,910	12,540	12,170	11,800	11,430	11,060	10,690
	自家用	最大積載量が２トンを超えるもの	13,600	13,210	12,830	12,440	12,060	11,670	11,280	10,900
		最大積載量が２トン以下のもの	13,280	12,910	12,540	12,170	11,800	11,430	11,060	10,690
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車		営業用	9,500	9,320	9,130	8,950	8,760	8,580	8,400	8,210
		自家用	9,460	9,280	9,100	8,910	8,730	8,550	8,370	8,180
小型二輪自動車			6,060	6,050	6,030	6,020	6,000	5,980	5,970	5,950
軽自動車		検査対象車	6,520	6,480	6,440	6,400	6,370	6,330	6,290	6,250
		検査対象外車								
原動機付自転車	一般原動機付自転車									
	特定小型原動機付自転車									
大型特殊自動車及び小型特殊自動車			6,060	6,040	6,030	6,010	6,000	5,980	5,970	5,950
緊急自動車			6,080	6,060	6,050	6,030	6,010	6,000	5,980	5,970
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		6,180	6,160	6,140	6,120	6,100	6,080	6,050	6,030
	(ロ) 小型二輪自動車		6,060	6,040	6,030	6,010	6,000	5,980	5,970	5,950
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	6,120	6,100	6,080	6,060	6,050	6,030	6,010	5,990
		検査対象外車	6,100	6,080	6,070	6,050	6,030	6,020	6,000	5,990
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車		5,950	5,950	5,930	5,920	5,910	5,910	5,890	5,880
	(ロ) 教習用自動車		5,950	5,950	5,930	5,920	5,910	5,910	5,890	5,880
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)	6,350	6,320	6,290	6,260	6,230	6,200	6,170	6,140
		b 小型二輪自動車	6,020	6,000	5,990	5,980	5,960	5,950	5,940	5,930
		c 軽自動車 検査対象車	6,020	6,000	5,990	5,980	5,960	5,950	5,940	5,930
		c 軽自動車 検査対象外車								
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車			5,930	5,930	5,920	5,910	5,900	5,890	5,880	5,870
検査対象外被けん引軽自動車										

（注）１．本表は、沖縄県の離島に使用の本拠を有する車両に適用する。
２．沖縄県の離島とは、沖縄本島以外の島であって、橋又は隧道による沖縄本島との間の交通又は移動が不可能なものをいう。

（4）沖縄県の離島地域に適用する基準料率〔その７　１２か月～５か月契約〕

（単位：円）

車種			保険期間 12か月契約	11か月契約	10か月契約	9か月契約	8か月契約	7か月契約	6か月契約	5か月契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車		営業用	12,940	12,340	11,740	11,140	10,540	9,940	9,350	8,750
		自家用	12,220	11,680	11,140	10,600	10,060	9,520	8,990	8,450
営業用乗用自動車		個人タクシーを除く	16,950	16,020	15,090	14,160	13,220	12,290	11,350	10,420
		個人タクシー	16,030	15,180	14,320	13,460	12,610	11,750	10,890	10,040
自家用乗用自動車			7,030	6,920	6,810	6,710	6,600	6,500	6,390	6,280
普通貨物自動車及びけん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が２トンを超えるもの	10,510	10,120	9,720	9,320	8,930	8,530	8,140	7,740
		最大積載量が２トン以下のもの	10,320	9,940	9,560	9,180	8,800	8,420	8,040	7,660
	自家用	最大積載量が２トンを超えるもの	10,510	10,120	9,720	9,320	8,930	8,530	8,140	7,740
		最大積載量が２トン以下のもの	10,320	9,940	9,560	9,180	8,800	8,420	8,040	7,660
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車		営業用	8,030	7,840	7,650	7,460	7,270	7,080	6,890	6,700
		自家用	8,000	7,810	7,630	7,440	7,250	7,070	6,880	6,690
小型二輪自動車			5,940	5,920	5,910	5,890	5,880	5,860	5,850	5,830
軽自動車		検査対象車	6,220	6,180	6,140	6,100	6,060	6,020	5,990	5,950
		検査対象外車	5,970							
原動機付自転車	一般原動機付自転車		5,970							
	特定小型原動機付自転車		5,950							
大型特殊自動車及び小型特殊自動車			5,940	5,920	5,910	5,890	5,880	5,860	5,850	5,830
緊急自動車			5,950	5,930	5,920	5,900	5,880	5,870	5,850	5,840
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		6,010	5,990	5,970	5,950	5,930	5,900	5,880	5,860
	(ロ) 小型二輪自動車		5,940	5,920	5,910	5,890	5,880	5,860	5,850	5,830
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	5,970	5,960	5,940	5,920	5,900	5,880	5,870	5,850
		検査対象外車	5,970	5,950	5,940	5,920	5,900	5,890	5,870	5,860
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車		5,880	5,870	5,850	5,840	5,840	5,820	5,820	5,810
	(ロ) 教習用自動車		5,880	5,870	5,850	5,840	5,840	5,820	5,820	5,810
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)	6,110	6,080	6,050	6,020	5,990	5,960	5,930	5,900
		b 小型二輪自動車	5,910	5,900	5,890	5,870	5,860	5,850	5,830	5,820
		c 軽自動車 検査対象車	5,910	5,900	5,890	5,870	5,860	5,850	5,830	5,820
		c 軽自動車 検査対象外車	5,900							
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車			5,870	5,860	5,850	5,840	5,830	5,820	5,810	5,800
検査対象外被けん引軽自動車			5,890							

（注）１．本表は、沖縄県の離島に使用の本拠を有する車両に適用する。
２．沖縄県の離島とは、沖縄本島以外の島であって、橋又は隧道による沖縄本島との間の交通又は移動が不可能なものをいう。